

播磨町中小企業等振興基本条例に基づく施策の推進

条例制定の背景

[本町の中小企業・小規模事業者を取り巻く現状・課題]

【小規模事業所数】 720 (H28) → 634 (R3)

【商業】

- 大規模商業施設等が立地する加古川市及び明石市に購買力が吸収され、町内事業者が自力で経営発達・維持することが厳しい状況が続いている。
- 住民の需要を把握し、それに対応した「新たな事業形態（商品構成・販売方法・新サービス提供）」の構築が喫緊の課題。

【工業】

- 経営環境の変化に対応するDX化やICT化の推進によるビジネスモデル変革が必要。
- 製造業に求められるカーボンニュートラルへの対応。
- 雇用規模が大きく、平均賃金の高い製造業における雇用の安定化及びサプライチェーンの平準化。

【地域課題】

【人材確保】

- 事業主の高齢化が進んでいることから、町内事業者の活力維持に向けた後継者不足への対応が必要。
- 都市部への労働力人口の流出に伴い、中小企業等における人手不足が深刻化。

【創業】

- 町内での創業・出店にかかる費用負担等がネックとなり、新規出店が十分に進んでいない。

【特産品】

- 町を代表する飲食品や土産品が少ないことから、関係団体による支援のもと、商品開発を進める必要がある。

【イベント出店】

- 町イベント等への出店が、一部の業種・店舗に留まっていることから、事業者の通常の営業活動における売上に直結していない。

【SDGs】

- 2030年までの「持続可能な開発目標」の達成に向けた、中小企業等の取組を推進していく必要がある。

【庁内の動き】

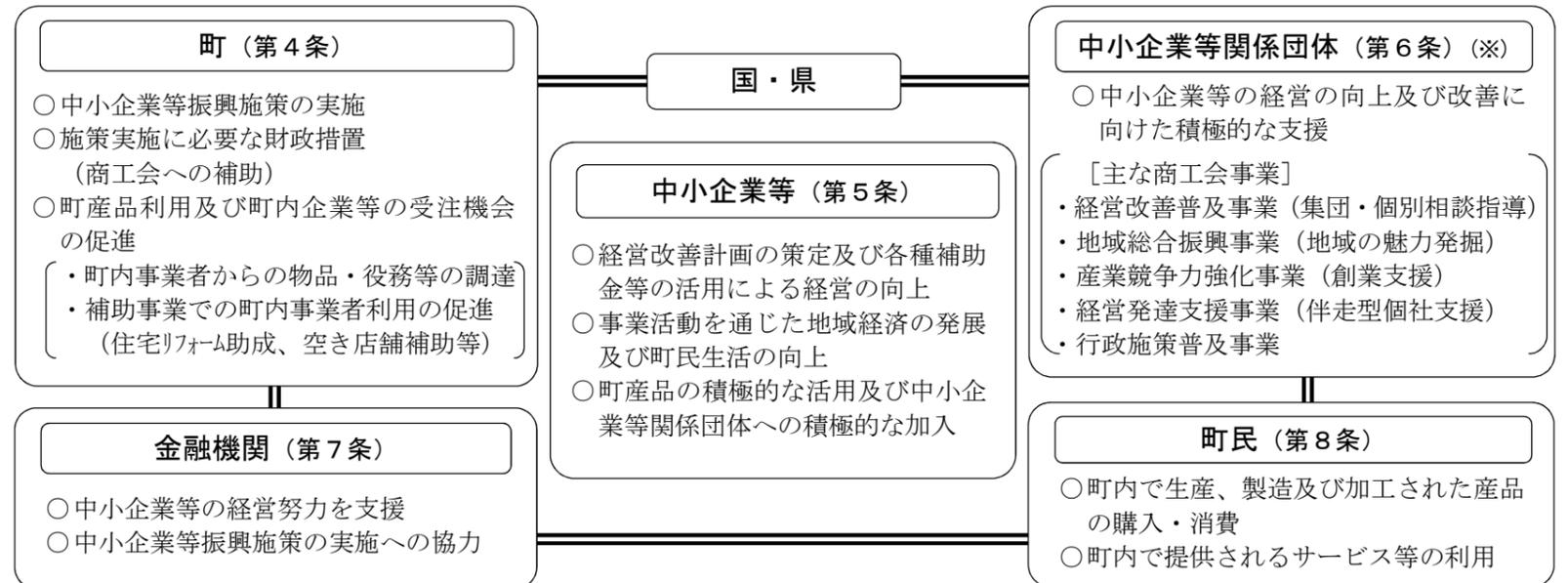
- 町組織機構改革により「産業環境課」が創設 (R4.10)

関係機関の役割を定め、中小企業等の振興施策を総合的に推進

条例に基づく中小企業等の振興の推進

【推進体制】

国、兵庫県、中小企業等関係団体の協力を得ながら、町、中小企業等及び町民が一体となって推進（第3条）



※商工会、新島連絡協議会、新島工業団地協同組合、上下水道工業協同組合

【施策展開】

町及び中小企業等関係団体が、国、兵庫県及び金融機関等と連携を図りながら実施

| 項目 | 主な施策（今後実施予定を含む） |
|-----------------|--|
| 経営の向上及び改善（第9条） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「産業振興に関する連携協定」に基づく「朝市」の規模拡充や新たな催事等の開催 ○ ふるさと納税制度の運用による事業者の販路拡大や返礼品の登録に向けた事業者の商品開発を支援 ○ 播磨町商工会推奨品の認定基準に基づき、町内産品を発掘・認定するとともに、物産展や商談会への出店等を通じた販路拡大を支援 ○ 飲食・サービス提供事業者を中心としたキャッシュレス決済ポイント付与事業の推進 |
| 新事業展開の促進（第10条） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営革新計画の策定を支援し、事業者の新たな活動（新商品・新サービスの開発・提供等）を促進 ○ 創業セミナー等の開催による創業・第二創業の促進と創業オフィスの利用推進 ○ 空き店舗等活性化補助金の拡充による町内出店等の促進 |
| 人材の確保及び育成（第11条） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般求職者等を対象とした就職説明会・面接会等の開催による町内就職の促進 ○ 若年層の町内就職を促進するため、兵庫県と連携した奨学金返済支援事業などの町内企業の人材確保支援施策を検討 ○ 商工会ホームページ等を通じて、町内企業をPR |
| 資金の円滑な供給（第12条） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内事業者向けの融資制度（県制度融資利用者への利子補給や保証料補助等）の創設 |

PDCAサイクルにより、中小企業等振興施策の継続的な評価・検証を実施（第13条）